

(4) 前橋市教育委員会

《取組の概要》

前橋市教育委員会では、市立学校における個人情報の紛失事故をきっかけに、学校現場における個人情報の適切な管理運用を行うためのガイドラインとして、平成 17 年 7 月に『個人情報取扱いマニュアル』を作成した。それを踏まえ、市立学校に対して個人情報を管理するための内規を作成するように求めている。

さらに、指針の作成、研修などソフト面の対応だけでなく、学校や教職員が個人情報を適正に管理できるようにするために、学校に教職員数のパソコンを配備する、セキュリティ USB⁹を導入するなどハード面での整備も進めている。

なお、この指針は、大手出版社の要請により『教職員の個人情報取扱いの手引』として、発刊された。

《取組のポイント》

マニュアルには学校における個人情報の職種別の管理の仕方、個別の対応事例など、個人情報の適正な取扱い方が網羅的にまとめられている。

個人情報をしっかり管理できるハード面の環境も整えている。

(i) 「個人情報」を取り巻く環境

(ア) 学校現場における個人情報保護の動き

前橋市では、平成 9 年に前橋市個人情報保護条例を制定、平成 14 年にセキュリティ・ポリシーを策定し、個人情報の保護に努めた。学校現場で個人情報保護に本格的に取り組み始めたのは、平成 17 年の個人情報保護法全面施行と時期を同じくしている。それまで、学校現場では、様々な個人情報を日常的に取り扱っていたが、前橋市のセキュリティ・ポリシーの適用範囲に「学校」が含まれていないため、セキュリティ・ポリシーをそのまま適用することが難しい状態だった。そこで、教育委員会としては、校長会議等の機会を捉えて、個人情報保護の意識を高揚させようと考えた。

(イ) 学校現場における「過剰反応」

全て一概に「過剰反応」とは言えないが、以下のような事例はある。

地域の自治会から新一年生にお祝いを出したいので新一年生の名簿がほしいと頼まれたが、学校が断ったため、教育委員会にクレームが来た。

友達の家遊びに行った子どもに連絡を取ろうとし、保護者が友達の連絡先を学校に問い合わせたところ、学校が個人情報保護を理由に断り、トラブルになった例もある。

⁹ データを暗号化して保存し、パスワードをかけて、学校が持ち出しを管理するもの

(ii) 個人情報の適正な取扱いにおける取組内容

(ア) 具体的な取組内容

網羅的なマニュアルの作成

学校現場における個人情報の適切な管理運用を行うためのガイドラインとして、『個人情報取扱いマニュアル』（以下「マニュアル」という。）¹⁰を作成した。そのマニュアルでは、各市立学校において自校の状況に合わせた個人情報管理の内規を作るように求めている。

マニュアルには、個人情報保護の概要（個人情報の定義や学校現場に存在する個人情報の種別）、職種別の個人情報の管理・活用に関する事例（校長や教頭など管理職の対応や教員の対応、事務職員の対応）、地域や保護者への対応事例、個人情報の流出を防止するための対応などが記載されている。

マニュアルについては、学校現場における個人情報管理に主眼をおいて作成した。また、作成には学校現場の経験がある職員があたり、学校のどこにどのような個人情報があるか、教員が個人情報を管理・活用する上でどのような問題点があるのかを洗い出した。また、事務職員や養護教諭等の代表者にも協力を求め、それぞれの立場に応じた個人情報保護のポイントや事例の収集に努めた。さらに新聞記事やインターネット情報などから多くの事例を収集し、個人情報の流出・紛失事故の原因を把握する調査を行った。この調査結果をもとに流出防止に必要な対策を検討した。

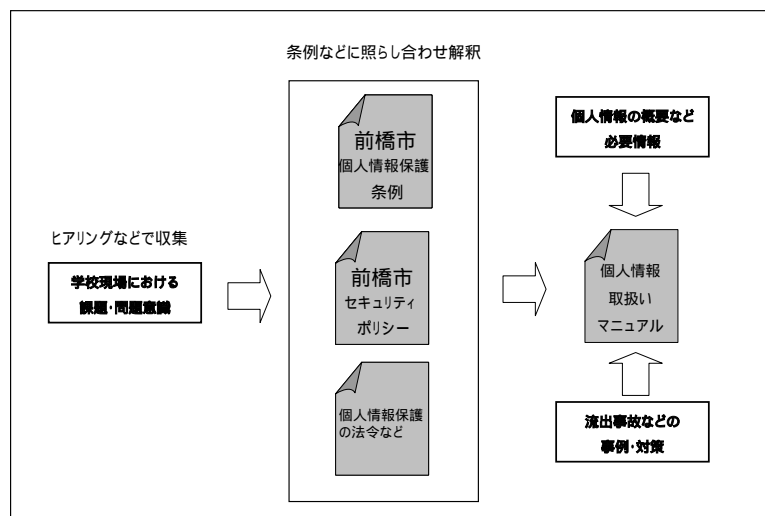


図 2-44 マニュアル作成のプロセス

マニュアルは作成途中に、前橋市セキュリティ・ポリシーを策定した部署に何度もチェックをしてもらい、前橋市としての個人情報保護に対する方針とマニュアルに乖離が生じないようにした。

なお、異動等で教職員の入れ替わる年度当初などには、学校の内規やマニュアルをもとに学校内で研修をするよう求め、個人情報保護に対する意識の向上やマニュアルの理解と徹底を図っている。

¹⁰ マニュアルの内容は取組ヒアリング調査及び『教職員の個人情報取扱の手引』を参考にし、編集した

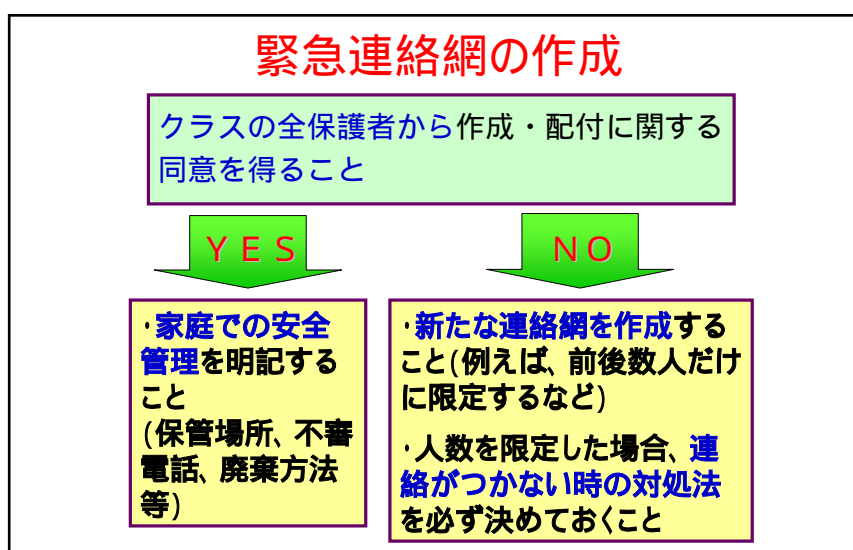


図 2-45 マニュアルに掲載してある Q&A (研修会資料より抜粋)

個人情報保護するハード環境の整備

これまで、教職員の多くは私有のパソコンを使用して、テストの作成や生徒の出席管理などの事務を行っていることが多かった。教職員は忙しく、学校の勤務時間だけで全ての事務処理を行うことは難しい。このような環境下において、マニュアルに沿って個人情報を管理することや個人情報を持ち出さないことを教職員に求めても難しい。そこで、ルールを作るだけでなく、それを守れる環境を作るために、市立学校に対し全教職員用のパソコンを配備した。教職員が私有のパソコンを使用しなくても業務が可能となった。これにより個人情報を適正に管理し、流出防止のためのハード的な環境が整った。さらに、教職員がやむを得ず、個人情報を学外に持ち出す際に、管理職(校長や教頭)の許可を得ることや「個人情報 校外持ち出し報告簿」に記録するなど必要な手続の整備と学校が管理するセキュリティ USB の配布も行った。

個人情報 校外持ち出し報告簿					
前橋市立 小学校 2年1組 担任					
常 時	持ち出し物	点検日 印	点検日 印	点検日 印	点検日 印
			5/	7/	10/
時		5/	7/	10/	12/ 3/
		5/	7/	10/	12/ 3/
随 時	持ち出し物	持出日	収納日	確認印	

図 2-46 個人情報校外持ち出し報告簿

(イ) 取組による成果

マニュアルを作成したことで個人情報保護に関する教職員の関心や理解は高まったと言える。また、個人情報の取扱いに関して、基準ができたため、保護者や地域住民に様々なことを説明しやすくなった。

さらに、大手出版会社の要請もあり、マニュアルをもとに、内容をさらに充実し『教職員の個人情報取扱の手引』として出版したことで、全国的にも参考にされるようになった。

(iii) これからの取組

個人情報の保護、流出防止に対する教職員の意識を常に高く保ち続けるために、定期的な申し合わせの確認や自己点検を行っている。

また、平成 18 年に総務省が『地方公共団体における情報セキュリティ・ポリシーに関するガイドライン』の全部改正を行ったことをきっかけに前橋市セキュリティ・ポリシーの見直しを行っている。これまで、前橋市セキュリティ・ポリシーには学校が位置付けられていない。そこで、学校における個人情報の管理・運用をより適切に行えるようにするため、対象外だった学校をセキュリティ・ポリシーに位置付けていることとしている。¹¹

参考 URL

- ・前橋市教育委員会ホームページ

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/00031003/00031003.html>

¹¹ 平成 20 年 4 月 1 日に学校を対象を含めた新しいセキュリティ・ポリシーが施行された。